

報告第四号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により、
区の公債権について、別紙調書のとおり訴えを提起したので、同条第二項の規定
により報告する。

平成二十四年六月二十一日

江戸川区長 多田正見

訴えの提起調書（総括表）

No. 1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区学童クラブ育成料 (教育委員会事務局教育推進課)	1,318,000 円	15 件
合 計	1,318,000 円	15 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区学童クラブ育成料
担 当 部 課 教育委員会事務局教育推進課

No. 2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				当事者
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	滞納金額	
1	86,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110006号	平成24年3月23日	平成20年4月1日	86,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
2	60,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110021号	平成24年3月23日	平成18年10月1日	60,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
3	64,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110065号	平成24年3月23日	平成19年12月1日	64,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
4	104,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110080号	平成24年3月23日	平成20年5月1日	104,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
5	100,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110091号	平成24年3月23日	平成18年1月1日	100,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
6	64,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110101号	平成24年3月23日	平成20年12月1日	64,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
7	72,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110130号	平成24年3月23日	平成19年4月1日	72,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
8	62,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110131号	平成24年3月23日	平成19年6月1日	62,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
9	48,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110185号	平成24年3月23日	平成18年4月1日	48,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
10	46,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110251号	平成24年3月23日	平成19年3月1日	46,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
11	156,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110261号	平成24年3月23日	平成18年5月1日	156,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
12	182,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110276号	平成24年3月23日	平成18年2月1日	182,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
13	132,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110295号	平成24年3月23日	平成19年4月1日	132,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
14	80,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110315号	平成24年3月23日	平成18年4月1日	80,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
15	62,000 円	平成24年3月21日	東京簡易裁判所 平成24年(ハ)第110320号	平成24年3月23日	平成18年1月1日	62,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)

債権の名称 江戸川区学童クラブ育成料
担 当 部 課 教育委員会事務局教育推進課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	滞納金額	当事者
計	1,318,000 円						